

## 西宮市障害者通所施設利用交通経費補助金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき指定を受けた生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所(以下「通所施設」という。)を利用する際に、通所手段として公共の交通機関の利用、または交通用具の使用をしている場合に、その経費の一部を補助することによって、障害者が地域で自立した生活を推進することを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 この要綱により補助金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 西宮市が援護の実施者となっている者
- (2) 支給対象期間の前後半年以内において、同一の通所施設を3箇月以上利用する者
- (3) 通所手段に公共の交通機関(以下「交通機関」という。)を利用、または通所者本人及びその保護者が所有する交通用具(自動車、原動機付自転車・単車・電動車いす、自転車)を使用する者
- (4) 各月の施設開所日数の2分の1以上を通所した者
- (5) 通所施設が支給対象者の住居から当該施設まで送迎を行い、支給対象者に係る指定障害福祉サービス報酬における送迎加算を各月の施設開所日数の2分の1を超えて受領していないこと。

### (補助基準額の算出)

第3条 補助基準額の算出は、時間、距離、運賃等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路および方法によって、かかる経費の額によるものとする。

2 前項の通所の経路または方法は、往路と帰路とにおけるそれぞれの経路や通所の方法を異にするものであってはならない。ただし、市長が正当の事由があると認めるときはこの限りではない。

3 第1項の額は、交通機関を利用しているとき、その利用区間にかかる1月の定期券の価格か普通乗車券で実際に要した価格のいずれか少ない方の額とする。また、前項のただし書きにあっては、この規定の額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

4 第1項の額は、次の各号の額を控除した後の額とする。

- (1) 公共の割引制度による全部または一部の割引
- (2) 西宮市地域生活支援事業における更生訓練費の通所のための経費
- (3) 指定障害福祉サービス報酬における送迎加算により受けられる経費
- (4) 通所施設の支給する交通費等

### (補助金の算出方法)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で別表に定めるところによる。ただし、交通機関と交通用具の併用者にあつては、最も経済的かつ合理的と認められる経路および方法によって、いずれか一方による額とする。ただし、市長が正当の事由があると認めるときはこの限りではない。

(補助金の支給申請)

第5条 補助金を受けようとする支給対象者またはその保護者は、受付期限までに西宮市障害者通所施設利用交通経費補助金支給申請書をその利用する通所施設の長(以下「施設の長」という。)を通じて市長に提出しなければならない。

2 支給対象者が施設に年度途中に入所したとき、または住居、通所経路または通所方法を変更し、もしくは通所のために負担する費用に変更があったとき、支給対象者またはその保護者は、申請書または変更申請書を当該施設の長を通じて市長に提出しなければならない。ただし、交通機関の運賃の改定によるときはこの限りではない。

3 施設の長は第6条第1項に規定する支給月の1箇月前までに西宮市障害者通所施設利用交通経費補助金支給対象者通所日数報告書に支給対象者の通所日数を6箇月分まとめて報告しなければならない。

4 前項の通所日数は障害福祉サービスにおいて請求する日数と一致しなければならない。

(補助金支給の方法等)

第6条 補助金は、原則として毎年度4月分から9月分を12月に、10月分から3月分を翌年度6月に支給するものとする。

2 前項の支給月以前に支給対象者が退所したときは、その規定にかかわらず支給対象者、その保護者、または当該施設の長の直接の申し出により、申し出のあった日の属する月から3箇月以内に支給できるものとする。

3 前条第2項の規定による申請および改定があったときは、その事実の生じた日の属する月の翌月分(その日が月の初日のときは、その日の属する月分)から支給額を変更するものとする。

(帳簿の整理)

第7条 市長は障害者通所施設利用交通経費補助金支給台帳を作成し、補助金の状況を明らかにしなければならない。

(補助金支給の決定通知等)

第8条 市長は、補助金支給の可否について審査の上、西宮市障害者通所施設利用経費補助金支給決定通知書および西宮市障害者通所施設利用交通経費補助金支給却下通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたものに対して、その全部または一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和62年6月1日から実施し、昭和62年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から実施し、平成11年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別 表

通所経費補助金額算出の方法

(交通機関)

番号	交通機関 交通用具	補助基準額 (①-②)		補助率	補助金額
		①	②		
1	バ ス 電 車	1箇月の定期券の額または実際に要した普通乗車券の額の少ない方	公共の割引、更生訓練費の通所のための経費、送迎加算により受けられる経費、通所施設の支給する交通費等	0.50	(①-②) × 0.50

(交通用具)

単位：円

番号及び種類	1 自家用自動車	2 単 車 原動機付自転車 電動車いす	3 自 転 車
使用距離 (片道)			
1 km以上 5 km未満	1, 1 0 0	1, 0 5 0	1, 0 0 0
5 km以上 10 km未満	2, 3 5 0	2, 1 5 0	2, 0 5 0
10 km以上 15 km未満	4, 3 0 0	3, 9 5 0	3, 2 5 0
15 km以上 20 km未満	5, 5 0 0	4, 7 0 0	
20 km以上 25 km未満	6, 6 5 0	5, 3 5 0	
25 km以上 30 km未満	7, 7 5 0	5, 9 5 0	
30 km以上 35 km未満	8, 7 5 0	6, 5 0 0	
35 km以上 40 km未満	9, 6 5 0	7, 0 0 0	
40 km以上 45 km未満	1 0, 4 5 0	7, 4 5 0	
45 km以上 50 km未満	1 0, 9 0 0	7, 7 5 0	
50 km以上 55 km未満	1 1, 3 5 0	8, 0 5 0	
55 km以上 60 km未満	1 1, 8 0 0	8, 3 5 0	
60 km以上	1 2, 2 5 0	8, 6 5 0	

(注意 1) 交通機関番号 1 の最高支給限度補助金額は、一月あたり 27, 500円とする。

(注意 2) 交通機関番号 1 及び交通用具番号 1、2、3 それぞれとの併用の支給はしない。主たる通所手段となる一の補助基準額による補助金額とする。

(注意 3) 交通用具の距離の測定は、地図ソフトを使用し、支給対象者の住居から通所施設までの最短経路 (1km 以下は切り捨て) を使用距離とする。

(注意 4) 補助金額は、10 円未満を切り捨てる。